

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

今、地域の様々な問題を解決するに当たっては、行政だけではなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。

このような中、「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、地域の再生を目指す」活動を続けている。

ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々は、国内で合わせて10万人以上存在すると言われている。その事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、清掃請負、オフィスの総合管理など幅広く、また、若者や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作っており、多様な働き方の一つとしても期待されている。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、だれもが仕事を通じて安心と豊かさを実感できる地域社会の形成に貢献できるようにするとともに、様々な人々に社会に参加する道を開くための制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成26年 3 月27日

稲城市議会議長 中山 けんじ